

## 電話認証サービス利用規定

電話認証サービスの申込みを行った契約者(以下、「契約者」という。)は、電話認証サービスの利用にあたり、電話認証サービス利用規定(以下、「本規定」という。)の内容について十分に理解したうえで、自らの判断と責任において電話認証サービスを利用することを、承諾したものとします。

### 第1条 電話認証サービス

#### 1. 電話認証サービスとは

- (1) 電話認証サービスは、三井住友信託ダイレクトご利用カードに記載された確認番号での本人認証に加えて、契約者の電話番号での本人認証を行うサービスです。なお、電話認証サービスに使用する電話番号(以下、「登録電話番号」という。)は、口座開設時等に既に当社に届出のある電話番号以外も登録できます。
- (2) 電話認証サービスの申し込みは、インターネットバンキングにアクセスし、インターネットと契約者が所有する電話機により当社所定の手順に基づいて操作することにより行うものとします。

#### 2. 利用可能なサービス等

- (1) 電話認証サービスをご利用いただけるサービスは、以下の通りです。ただし、契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。
  - ・三井住友信託ダイレクト振込規定の第1条に定める適用範囲のうち、インターネットバンキングによる振込取引をする場合。ただし、「登録済振込先から選択」または「過去の振込先から選択」し、振込を実行した場合を除きます。
  - ・「お届け内容変更」から振込先を登録する場合。
  - ・当社が必要と認めた当社所定のサービスを利用する場合。
- (2) システムの調整あるいは電話認証サービスの提供に支障のある相当の事由が生じたときは、電話認証サービスの全部または一部がご利用できない場合があります。ただし、セキュリティ確保の観点から事前に通知することはありません。

#### 3. サービス利用環境

電話認証サービスを利用するに際してご利用可能な電話機は、当社所定の動作環境等の要件を備えた端末に限定します。

#### 4. サービス利用対象者

電話認証サービス利用対象者は、インターネットバンキング利用のお客さまで当社所定の方法により申込みを行い当社が利用を認めた方のみでの取扱いとなります。

#### 5. サービス取扱時間

電話認証サービスおよび電話認証サービスの対象となる各取引の取扱時間は当社所定の時間内とします。ただし、当社はこの取扱時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

#### 6. 利用内容の記録・保存

契約者の電話認証サービスによる利用内容はすべて記録され、当社に相当期間保存されます。

#### 7. 海外からの利用

電話認証サービスは海外からご利用することはできません。

### 第2条 本人確認

#### 1. 登録電話番号について

契約者は、電話認証サービスを利用する場合は、利用を開始する前に当社所定の方法で登録電話番号を届け出るものとします。電話認証サービスを利用の際は、三井住友信託ダイレクト取引規定 第2条第1項の確認に加え、登録電話番号により契約者の本人確認を行います。

#### 2. 本人確認手続き

- (1) 契約者が電話認証サービスにおいて取引の依頼を行うときは、会員番号、パスワードもしくは暗証番号、確認番号および登録電話番号を当社所定の方法により正確に伝達するものとします。
- (2) 前号の内容を当社が確認し、登録電話番号については当社所定の電話機に表示される着信電話番号と一致した場合に、その他の番号等については当社に届出・登録された番号等と各々一致した場合に、手続きを受け付けます。
- (3) 当社が提供する他のサービスの利用を契約者が希望しインターネット上で提供する場合、そのサービスでの本人確認手続きの方法は、それぞれのサービスの規定により定めます。当社は、他のサービスの本人確認において、会員番号、暗証番号、パスワード、確認番号または登録電話番号を利用することがあります。

### 3. 登録電話番号の管理、セキュリティ等

- (1) 登録電話番号は契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、登録の事実に関して第三者に開示しないものとします。
- (2) 契約者は、登録電話番号につき不正使用のおそれがある場合は、直ちに当社に届け出るとともに、当社所定の手続きにより不正使用の防止措置を行います。当社は、届出がなかったことによって契約者に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、いっさいの責任を負いません。

## 第3条 免責事項等

### 1. 通信手段の障害等

以下の場合、そのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

- (1) 当社および電話認証サービスに係る運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピュータ等の障害等により、取扱いが遅延または不能となったときまたは着信電話番号の表示に誤謬等が生じたとき。
- (2) 当社および電話認証サービスに係る運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、当社が送信した情報に誤謬・遅延・欠落等が生じたとき。

### 2. 動作環境の確保

契約者は、電話認証サービスの利用にあたり、契約者自身が所有・管理する端末を利用し、その端末が正常に稼動する環境については契約者の責任において確保するものとします。契約者の端末が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、もしくは成立した場合、または通知の不到達の場合に契約者において生じた損害については、当社はいっさいの責任を負いません。

### 3. 通信経路における取引情報の漏洩等

インターネット等の通信経路において不正アクセス等がなされたことにより契約者の情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

## 第4条 解約等

### 1. 都合解約

本規定による契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。なお、契約者からの解約の通知は当社所定の方法によるものとします。

### 2. 三井住友信託ダイレクトの解約

三井住友信託ダイレクトが解約されたときは、電話認証サービスは解約されたものとみなします。

### 3. サービスの利用停止

契約者が当社との取引規定に違反した場合等、当社が電話認証サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当社はいっさい、契約者に事前に通知することなく電話認証サービスの全部または一部の利用を停止することができます。

### 4. サービスの強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当社はいつでも、電話認証サービスを解約することができます。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当社が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に電話認証サービスは解約されたものとします。

- (1) 住所変更の届出を怠る等により、当社において契約者の所在が不明となったとき
  - (2) 支払の停止または破産手続開始、民事再生手続開始もしくは今後制定される倒産手続開始の申立があったとき
  - (3) 相続の開始があったとき
  - (4) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
  - (5) 契約者が本規定に違反したとき、もしくはそれに準ずる行為を行ったと当社が判断したとき
  - (6) その他電話認証サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じたとき
5. 当社からの都合解約および強制解約により契約者において損害が生じても、当社はいっさいの責任を負いません。

#### 第5条 届出事項の変更等

1. 電話認証サービスにかかる登録電話番号に変更があったときは、契約者は直ちに当社所定の方法により届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。なお、契約者から届出事項の変更依頼があり、当社でその手続きを行っている期間については、電話認証サービスを利用できないことがあります。
2. 家庭裁判所の審判により、補助、保佐、後見が開始されたとき、または、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに当社所定の方法により届出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当社に責めがある場合を除き、当社はいっさいの責任を負いません。

#### 第6条 通知等の連絡先

1. 当社は契約者に対し、サービスの利用状況等について通知・照会・確認をすることがあります。その場合、当社に届出た住所・電話番号・電子メールアドレス等のほか、電話認証サービスの登録電話番号を連絡先とします。
2. 当社が前項の連絡先にあてて通知・照会・確認を発信、発送し、または送付書類を発送した場合には、第5条の届出を怠る等契約者の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。また、当社の責めによらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電子メールの不通等の通信手段の障害等による延着、不着の場合も同様とします。

#### 第7条 規定等の準用

本規定に定めのない事項については、三井住友信託ダイレクト取引規定その他の規定、当社の定める手続き、取引慣例等により取扱います。

#### 第8条 規定の変更

1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この変更によって生じた損害について、当社はいっさいの責任を負いません。
3. 契約者は、本規定についての変更の有無の確認、変更があったときの変更後の規定の郵送等による配布をいつでも当社宛請求することができます。

以 上